源氏之箇大事
作物語之箇大事

光寿藏書

源氏之ヶ大事

名ヒ

一やまゝ八ハ月ケ

揚名掾揚名目ゝと、但ゝ揚名ハ名

ゝゝゝゝ心也

是名ゝゝゝ其徳七十ゝ受領ノ更

九曜文庫

公家中ニ其沙汰有國事ハ山城ニカキレリ
此國ニ京ナトニテ不勝ナトニセキ國ナレハ
ナリ諸國ニ揚名ノ人ナト云事有ト一條殿ナ
揚名ノ人除目ノ役事
大事ナルヲトハノ給ケレト先山城國ニ不限也音開白
ソレヲカクナン
開ニ又別ノ
秘ノ有トナリシ人内裏ノ役ナトニツトメフレナリ
云リ昔ノ
流ハ如此ノ
ミナ宣上ニシテ勅旋ニタハフレ揚名ノ開白トノ玉シト
ヨクシレリ

云リ是ニ此心ナリソエノ詞ニ國ヘクメリ

康保冷泉天皇ニ本病トハ狂乱ニ座アリシ人ノ声明ト狂乱メ

康保四年七月二日宰相中將来言雑ウタヒニテノウ高ケニシ玉シ事次言主上追日本病發給之由右兵衛

用ト云ハ四ケ
ナトノ
敬白梵言

佐理曰高声ニ謌給田中井戸式法用ニ

左衛門督又來云今日候殿上過過渡

鎌倉殿子奈良波誠物

殿放謌玉フ御聲甚高シ其御歌者

子奈良波ト云ヘ近侍ノ宿人皆兼御芭

以以不便
ヨリテヒナキ
心ナリ

頗以不便明日可有除目如此之間何被

往代音シ
武猛
暴惡ノフモ心シ

行公事乎云ヘ往代国武猛暴惡之主

ボハ六音
ホウトモ
漢音

未聞狂乱之君如此之間外戚不善之輩

競成昇進之色尤信門督曰藤納言

色大納言ヲヘ入夜之後右少将為光朝臣

外戚ナトノ
皆集テ議定
ナヘハ開白ハ用ヒ
不立モノナリ

議定乎之由傳兼ト云ヘ揚名開白早

仮之揚名ナリ
名ハ有テ開白
仮ミ不成ト
心ナリ 四上
ホ九

可被停止之者也

今案今泉天皇ハ武ノ郷元方ノ怨霊ニ

ヨリテ狂乱ヒ給ヒ御外戚ノ人ヘ

九條殿
一流也宜任昌朝進ずの事を議定せしかハ
小野宮殿此時閑白たりしかとなりて見ず
之給ひしに遲怠し侍りしかとも揚名閑白なり
くるしからぬ事なりと仰せられ侍り
一分除目今
絶名たり
内々ミミノ名
コトナリ
李部王記云天暦四年九月五日一分ノ
一分當年云
分係ちく
コトナリ
除目今一分ノ書生讓件揚名ノ書生ヲ云

書生除目ノ
アクミノヤクナリ
執筆ナトノ
政事要略撰宗允亮巻六十七云同人之
同之僕從
名ヲハクハ
ゼウ
僕從不可著履但諸國揚名掾目ヲ為
スルトキハ少人
キカトナリ
答云ミ
ハ入る歟之
くナリ
車馬從之日依例僕從猶可制式答云ミ
スルトキハ少人
キカトナリ
答云ミトハ
ハ入る歟之
くナリ
今案揚名ノ二字諸國分ハ名ノミ寸
故小揚名閑白ノ清慎云ノ給ヒ又揚名
掾揚名目ナトハ名ノミ揚名ハ名ノミ

藏人所ニテ
スルヲ例トセリ

云心なりたとへハ其宿ハ成りそなしも藏
人所ノ成ト
雖も多く得るもの所ハ武扶と揚名
ヲ宣旨
玉フヤリ揚名分ハ不給ハ
不給藏人所と給ふ宿所と給ふ
宿所ヲセンヲ
受ヤリ吏務
吏宿ノ二ツリ
ヨトシ吏務
不務ノ者
揚名ハ國へくるくる吏務と知るべきなり
完弘二年除目孫康惟光を揚名分ト
自給中文
仇筆ノ分ハ
宿所ヲ
ヤリ
文もくる山陰權介ハ仕るる近江貞和二

年二月除目仇筆 後普光園
彷改

自給中文
藤原良清を揚名分とくるくる山城權介
小紀もくる紀忠光も先年仇筆の自給ヲ式
自給ハ分を中文と成くる山陰權介ハ仕ふる
云心ヤリ
尤父子ミ
山城守ト心
後ニ思ひくる仇山陰國ハ様と守ヲ仕り
仕ヲ四ヲ
地國の人ハ仕るる但し雜ふくハか

孫之守ハ唐ニテ免ヲトランニテクヲ井ヲ
ウチテ守リタルハ天ヒイカリスリソレ
ヨリ誠カト思フナリ取ホウテタルナラズ

葵

一孫のこハいとゝ清ら[illegible]ん之一次
くもちゝん

此併ハ昔ハ銀器四石盃盞盞と中古よ
り四人数とはゝくこ之盃盞盞之此時分
四盃盞盞又之盃に盛る故尋ル大
ふ之之ハ原氏ちゝあくとの給ふ之之
ゝ云ハ左傳十九年に　終縣人武年長
矣無子而性子於食有与疑使之年日
臣小人也不知紀年臣生之歳正月甲子

朔四百有四十五甲子矣其季枚今三之
一云、七十三歳と云せ
是ハ玄字の誤ニて左傳に侍りしとあり
玄ハ子の餅ニ作るとて子のことと解ること
ばかりなるべし
戌ノ日夜紫上トノ新枕ナレし子日ニ日、
為ノ物ニテイノ上本也子ノコトと云事不可有
九去イ又ノ日ヨリ三日ニ当ルメレハ子ノコトイ
ハりニ日ノ夜ノ従ニ古ノ餅ハ銀瓶トテオシメ
マウナルニ七ノ三盃ヲこそれナリ賀トリ娵ム
カヘノ時ハ白色ヲ用テ兄久字ヲツカフ事
也其習ハ死テ行コトクニ二度親ノ所ヘカヘ

ウスマウシトノ心ナリ森禮ノ心之源氏ニ四
盃ニセレトノ玉ニケレトヤ乃新枕ノ後言ナ
レハ三カ一トノ給ヘリ四ノコトヽ
取寄内トハ伺ノ也余ニテワレワレ同字ヽ
李部王記天暦二年十二月廿日徽子女
王入内仍重取寄内ノ供併不可之今夜
之故也即有ノ勅答参須史余捧御併
大盞代ハカワラケノ代一カサネ子ヽシメルナリ
到殿戸付典侍四種併盛以銀土器代
銀土器代ハ銀ノ器ナリ
同箸一双安同器納螺鈿莒一合有頭
海ハ玉ナリ侍女ヽ
息所退出即併莒侍女小右記ヽ天
侍女ヽ
元二年四月十日左大臣頼忠公一女入内遵
子十二日ノ子ヽ始テ参上殿下同参併四
種盛銀盤同盤置同銀箸銀ノ上置

心葉在組納蒔繪筥置口覆蓋令持
候殿下御共殿下侍取付加賀典侍令
奉之頗有恐詞未及曉殿下退下姫君
曉更退下石併盛四盃也二ケ一四杯ト云
義也

都記ノセナリ大納言入道殿師ノ唐名ナリ

都記 経信 云寛治二年正月十九日

都督ヨリ

嫁娶智之院殿盛併三杯被送螺鈿沃
汰ナシ地ノコキライヲ地ト云ハ懸地筥銀坏三口洲濱之銀鶴一双盤上
置銀箸

右 併盛三坏例也河海抄ニ載待賢
門院ノ御入内記三坏也二ケ一ト三坏一
異ニハ沃ラル今案此併ハ著ハ銀器

四坏に盛タルヲ中ゝ[illegible]四数とけうり
[illegible]三盃に盛[illegible]分屋[illegible]とこの物[illegible]
[illegible]四盃とと[illegible]時[illegible]の事[illegible]四坏ハ
流と用屋[illegible]ヲ[illegible]二[illegible]四数[illegible]
[illegible]二[illegible]ハ源氏の君[illegible]
河海ハ中[illegible]

時[illegible]相返[illegible]数[illegible]次[illegible]二[illegible]
用ハ左傳の十九年に有[illegible]絳縣老人
[illegible]人[illegible]年[illegible]臣[illegible]生之
歳ハ正月甲子朔四百有四十五甲子矣其
季枚今[illegible]之一[illegible]也[illegible]此老人ハ七十三
成[illegible]

うるうの年にまて日の数をくわへて
五十六日に甲子の日八十日に一度宿るとて
のべ日数にくわへて四百八十八度の甲
子の日をかぞへて其最末の甲子の日をうるう
まくハ二月一日にあたる六十日のこと
一日をハ九日より甲子の日をかぞへしを

癸未にあたる今年この閏八十二月九七日癸
未の事八四百八十八の甲子ハ六十日にな
る物なれハ六日をくわへて日数二
万六千六百六十日ハ六十日にあたる筆にあらく
をくわへてこれを以て暦ハ成ル

二ツヲ百二ツヲ
暦ハ五十リ

ト二万六千六百六八

十ノ字の姿かくれたる夫字とはなし
夫字は父字とふかうはなるゆえ夫は子乃
体とはなるゆえ夫の字は父のこと一ツと詞と
なる又甲子は教とゆえ子はこもりなる
閏の事は十二月八子の月と心得る故今の
十月丑の月八十二月心のこも十月の事

なれば自然と相叶ふ十月八二陽にて
之く地下に生ずる万物とはこの月なり
嫁娶ノ始の法と便なる用意

神

一ツの力とはなるもの

宿衣の袋ノ事

宿直ノ殿上ニ居ル人モ

この外もの〳〵袋

所ノ名付

ハ〻方ヒとの方

ものゝ袋ニ其

宿直〳〵ノ札カ

ハルヽすり

札ヲ少ハルヽ

断ましく成ヒ人祥也

夜衣ハ、袋ニ不忘得サテコソ大事ナレ

大袋ニテ番ハルヽ家後ニ次ヲシラシメメニ札ノ

ヤウニケツリ双ハノドウノヤウナル物ニイレテ

モツヲ云也源氏ノ雲ヲ居ヲ時ぶしハ

サヤウノ番ナトモナカリシト也

北山抄云千近信次将帯剱上殿無妨仍

宿侍宿直ノ

日〻ノ

ホ剱ヤトハ

ヲ宿侍ト

云ナリ

宿侍之時於副於宿物持上之

裂造ノ宿ノ

心ナリ調心ナリ

李部王記天慶九年九月十日詔裂

助信ハ名ミシタカヘテ

持ハルヽナリ

人ノ名ヲミ

アラフス

蔵人右馬尉中原助信宿直衣ヲ云〻昨

夕王上御殿上侍被見助信所随身之

嚢中衣紅色頗深仍而破或云宿衣

私ノ物兆全可用着頗汚哉酷云〻

今案ずるに之の物の袋は宿衣の袋し

あくまと云ふ故に雪氷王記

はこれ云ふ盡の字とはもとより云ふ

云毎もしくは殿上と云ふ二條

院の殿上也宿直人もやうもしは成

と云ふ云〻之の物袋たるべく可

云ふ若北京の養所もこの物もこれ

たりしくはいかゝ有る変もなれるべと

秘交かまりしくは秘交人〻文云ふ〻ふさん

いくもしくは別は是と云ふ物〻いろの

読ちがへる事なかれ

伊勢物語三位国太事

一ゟ伊勢之事

此物語ハ虚實相併ル行業年代ハ

こゝろ人ゝ余のごとく虚ゆゑ五条相記ハ中

也實ゟ是ハ是偽也之論ハ縁を異ゝる

偽也実ハ実也二諦相倫ハ中道也又
是一切之理也伊勢ハ世界ハ凡人国の名也
世の名を為神号即是鏡に依有此理也
伊勢

一心ハ仏也人也三つ合
業平ハ神一解之心より業平通神之
證見之東宮安人に同神之理ハ行ふ
故人別段安人之依て凡心より
可知之事

一世ハ人ハ心
永と同心の人ハ不ハ統之理に為
さ人ハ有益に不ハ益に不如不言

是全変之境ニ同性の人多くハ可説い
也有為ハ全力ヲ尽シ悲真人ハ不説是全
到底ハ不可行
右之家説有二節之和歌之説ハ之に傳
相皆大道本来之極元ニ成ル

之氷板之傳

一云和歌得業生師本貫躰是ハ儒者之
家ニ成付ル所宿ル和歌之家ニ成ル
是悲ル也
又師本氏ハ人九条人ニ成ル之ハ迷ル氏ニ成ル

[illegible]寺侍[illegible]貫之[illegible]貫[illegible]所位の所と
[illegible]貫所[illegible]人の名[illegible]
[illegible]更[illegible]未来[illegible]歌の心[illegible]
[illegible]詞[illegible]一首の吟[illegible]
心[illegible]侍[illegible]柿本[illegible]貫所[illegible]
[illegible]歌[illegible]是此五十首入に

侍[illegible]秘[illegible]

一三十六人集之内殊上手歌可[illegible]心

三十六人之内人丸貫之忠岑伊勢小町[illegible]之
[illegible]心
[illegible]業平遍昭[illegible]
口侍[illegible]師説[illegible]此口侍[illegible]

依宮仕怠所一冊相傳手引以授毛
之今書写之者也
宝永二年仲冬元日　法橋昌琢五

以下全て

白紙